

観 第221-7号
平成29年3月15日

日本勤労者山岳連盟会長 様

群馬県知事 大澤 正明
(観光物産課)



谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、平素より格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

谷川岳は融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い大規模な雪崩の発生が予想されることから、登山することが著しく危険であると認められます。このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することといたしました。

また、危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山にあたっては、事前に気象情報を確認するなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないよう、注意してください。

以上につきまして、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 登山禁止地区
危険地区全域
- 2 登山禁止期間
平成29年3月27日(月)から平成29年4月28日(金)まで(33日間)
- 3 問い合わせ先
 - (1) 群馬県観光物産課観光政策係
住所：群馬県前橋市大手町1-1-1
電話：027-226-3382
 - (2) 群馬県谷川岳登山指導センター
住所：群馬県利根郡みなかみ町湯桧曾
電話：0278-72-3688 (FAX兼用)
- 4 参考(過去の登山禁止期間)
 - ・平成27年度(昨年度) 平成28年3月22日(火)～4月22日(金)
 - ・平成26年度(一昨年度) 平成27年3月27日(金)～5月1日(金)

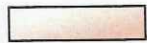
担当 観光政策係 長屋
Tel 027-226-3382
Fax 027-223-1197
E-mail nagaya-y@pref.gunma.lg.jp

○群馬県谷川岳遭難防止条例による登山禁止地区図

○禁止理由：なだれ

○禁止地区及び禁止期間

危険地区全域



平成29年3月27日(月)から
平成29年4月28日(金)まで

